

## ⑤ かんしょの生産拡大を支援します

問 県央農林事務所 企画調整課 Tel 029-221-3012 市 農政課(内線 526)

県では国内、海外を問わず需要が拡大しているかんしょ(さつまいも)の生産拡大を進めるため、新たに作付けする農地を確保する方に支援をしています。

### 【荒廃農地等の再生費用補助】

補助対象 令和4年度に荒廃農地等を再生し、令和5年度にかんしょを作付けする農家

採択要件 再生した農地で5作(5年)以上かんしょを作付けすることなど

補助内容 再生に係る費用の1/2(上限100,000円/10a)

※樹木の抜根を伴う場合、その費用の1/2を上乗せ(上限150,000円/10a)

計画書提出 令和5年1月31日まで(令和5年3月31日までに再生作業が完了すること)

### 【農地貸付協力金】

交付対象 かんしょ農家に20a以上(複数農地の合算も可)の農地を貸し出す農家および農地の相続人

交付要件 前年度かんしょ作付けがされていない農地で農地中間管理事業を通じて貸借される農地(荒廃農地を除く)であることなど

交付額 定額15,000円/10a

## ⑥ 国民健康保険税の「所得申告参考資料」の送付および「納付見込額票」の発行について

問 保険年金課(内線140) 住民税の申告について: 税務課(内線113)

所得税の確定申告について: 水戸税務署 Tel 029-231-4211

申 保険年金課 各支所市民窓口課



令和4年中に納付書および口座振替で納付された国民健康保険税の納付額は、年末調整や確定申告の際に、社会保険料控除の対象となります。

当該年中の国民健康保険税の納付額については、「所得申告参考資料」を令和5年1月下旬に送付する予定ですが、年末調整等で早めに必要な方は「納付見込額票」を発行しますので申請してください。

申請方法 窓口で直接または、いばらき電子申請・届出サービス(右上の二次元コード)で申請してください。※電話での納付額の回答はできません。

持ち物 本人確認できるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)

### 注意事項

- ・納税義務者(世帯主)または同一世帯の方には窓口で発行します。それ以外の方は委任状が必要です。
- ・納付見込額票は、加入者個人ごとに分けることはできません。  
※実際に国民健康保険税を納付された方が社会保険料控除として申告することができます。
- ・特別徴収(年金からの天引き)により納付された国民健康保険税の納付額は、公的年金の源泉徴収票に記載されていますのでご確認のうえ、申告してください。この場合、年金受給者本人のみ社会保険料控除を受けることができます。

## ⑦ いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイトを公開しました

問 県労働政策課 Tel 029-301-3635

県では、女性の活躍や働き方改革に関する情報を発信するポータルサイトを開設しました。優良企業の取組事例や女性ロールモデルのインタビュー、各種支援策等を掲載しています。右の二次元コード、または「茨城県 働き方ポータルサイト」で検索してください。

